

身体障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は身体障害者が介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたものを含む。以下同じ）の交付を受けている者で、次の1に該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚または平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害がある者

2 前項の身体障害者を次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

- (1) 第1種身体障害者とは次に掲げる者及びその障害度より重い者をいう。
 - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者
 - ロ. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視野率による損失率が90%以上の者
 - ハ. 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者
 - ニ. 両上肢を中手指関節以上でまたは両下肢をショパー関節以上で失った者
 - ホ. 両上肢または両下肢の機能を著しく障害された者
 - ヘ. 体幹の機能障害により、起居、移動の困難な者
 - ト. 心臓、肝臓、呼吸器、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

チ. ぼうこうまたは直腸の機能障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

リ. 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(2) 第2種身体障害者とは前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 身体障害者が第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する

1 2才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。ただし、特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、後段の規定は、身体障害者が無賃の幼児の場合はこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合は発売する乗車券と同一とする。ただし、特別割引用ICカードで乗車する身体障害者で、特に事情があると当社係員が認め、2人の介護者をつけた場合、そのうちの1人の乗車券については、第4条第1号による。また、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取り扱い区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は50%とし、は數計算した額とする。

ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 身体障害者が6才未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引を行う。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は身体障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び普通回数乗車券については各券片）に次の表示をして発売する。

(1) 身体障害者に対する乗車券



(2) 介護者に対する乗車券



2 ワンマンカーにあっては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を收受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、

身体障害者旅客運賃割引規程扱規程

旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「障」または「介」の表示をする。

(旅客運賃払い戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取り扱いをしない。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取り扱い)

第11条 前各条の規定以外の取り扱い方は旅客営業に関する一般の規定による。

附 則

- 1 経済情勢等の外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、本規則の内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知する。

昭和 27年	6月	1日	制定
昭和 34年	2月	1日	改定
昭和 57年	7月 20日		改定
平成 元年	10月 5日		改定
平成 2年	2月 1日		改定
平成 7年	9月 26日		改定
平成 29年	4月 1日		改定
2019年	4月 1日		改定